

新京都府人権教育・啓発推進計画

平成 17 年度実施方針

新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

第1 策定の趣旨

京都府では、「人権教育のための国連10年京都府行動計画」の取組を継承・発展させ、「新京都府総合計画」に掲げた「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」へ向けて、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築することを目標とする「新京都府人権教育・啓発推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定した。

推進計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年法律第147号)に基づき、京都府が今後実施する人権教育・啓発に関する基本方針を明らかにし、「あらゆる場を通じた人権教育・啓発」及び「人権に特に関係する職業従事者に対する研修等」を中心として、施策の方向性を示したところである。

「平成17年度実施方針」は、推進計画で示した方向性を踏まえ、平成17年度の取組を推進する上で重点となるポイントを明らかにするために策定するものである。

第2 平成16年度における人権をめぐる状況

平成16年12月には、国際連合(以下「国連」という。)において「人権教育のための国連10年」のフォローアップとして「人権教育のための世界プログラム」が採択され、引き続き人権教育を積極的に推進していくこととされたところである。

国内では、改正DV(ドメスティック・バイオレンス)防止法や改正児童虐待防止法、犯罪被害者等基本法の成立、性同一性障害者特例法の施行などによって対応が進んだ分野があるものの、一方では痛ましい児童虐待があとを絶たず、また高齢者に対する虐待の深刻な実態が厚生労働省の調査によって明らかになるなど、依然として弱い立場にある人々の尊厳と人権が脅かされている状況が見られる。

また、ハンセン病患者への国の隔離政策について、「ハンセン病問題に関する検証会議」から、人権教育の徹底など9つの「再発防止のための提言」が最終報告書として厚生労働省に示されたところである。

さらに、インターネットをめぐっては、様々な有害情報の蔓延や差別的表現の流布等の問題など情報発信におけるモラルの問題が改めて認識されることとなった。

一方で、平成16年6月16日の参議院本会議において「ユニバーサル社会の形成促進に関する決議」が採択され、障害の有無や年齢等に関わりなく、国民一人ひとりがそれぞれ対等な社会の構成員として、自立し相互にその人格を尊重しつつ支え合う社会や、すべての人が安心して暮らすことができ、その持てる力を最大限に発揮できる社会を構築するため、意識改革や総合的な社会環境の整備を進めるための取組の推進が求められるようになっていることも、十分認識する必要がある。

こうした中で、京都府内では、戸籍謄本などが職務上請求書を用いて取られ、結婚差別につながっていったのではないかと強く疑われる事案への具体的な対応が求められているほか、公共施設など多くの人々が利用する場所における差別落書も依然として発生してい

る状況である。

こうしたことから、人権尊重の意識を日常生活の中にしっかりと根付かせることが重要であり、「人権教育のための世界プログラム」に関する国内外の動向も踏まえ、引き続き積極的に人権教育・啓発の取組を進めることが必要となっている。

第3 平成17年度実施方針

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重される社会である。このような社会を実現するためには、生命の尊さ・大切さや、自分も他人もかけがえのない存在であることなどを、自分自身で実感できるような人権教育・啓発を推進することが必要である。

そのため、平成17年度においては、府民が人権や人権問題を自らにかかわりのある事柄として捉え、人権の尊重や人権問題の解決へ向けて主体的に行動しようという意識を培うことができるよう、次のような観点で取組を推進する。

また、同時に、あらゆる場や機会に人権教育・啓発を推進できる指導者の養成・資質の向上に努めるとともに、府民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等を行い、その活動を支援する。

1 身近な問題から人権について考えるために

人権の意義や重要性及び人権問題の現状等について、単に知識としての習得にとどまらず、人権尊重に関する理念が日常生活の態度や言動に自然に表れるような人権感覚をしっかりと身に付けていくことが重要である。

そのため、基本的人権尊重の理念が日々の生活の中でどのように活かされているか、様々な人権問題が具体的にどのような形で表れているか、などについて理解を深めることに重点を置いて、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた効果的な学習教材や啓発資料等の開発に努めるとともに、人権に関する様々な情報の発信や人権問題に関する研修等に取り組む。

2 地域の問題として考えるために

府民が生活している地域社会において、どのような問題が現れているのか、その背景は何であるのか、などについて考えていくことが、人権についての具体的な理解を深めるための手がかりとして有効である。

そのためには、府民に最も身近な市町村が、きめ細かい人権教育・啓発活動を展開することが重要であるため、市町村との連携を図り、地域事情に応じて工夫を凝らした取組の

推進を促すとともに、各種補助制度等の活用のほか創意ある取組に対して積極的に支援する。

また、府が実施する啓発イベント等の人権教育・啓発活動についても、それぞれの事業の内容に応じた市町村との連携を強化し、地域性が高く、親しみやすいものとなるよう努める。

3 自分自身にできることを考えるために

人権についての理解を深め、さらに人権問題の解決へ向けて主体的に取り組もうとする意識の形成につなぐためには、社会奉仕体験活動をはじめとする多様な体験活動などを人権尊重の心を培うための学習機会として提供することが大切である。

また、行政だけではなくNPOや企業等の民間団体が、多様な観点で自らの特性をいかし、人権尊重理念の普及や人権問題の解決を目指す取組を展開していることを広く周知することも重要である。

そのため、こうした活動が行われていることを府民向けの情報発信の中で積極的に取り上げるとともに、啓発イベントなどの機会を通じて、NPO等と連携した取組の推進に努める。

第4 推進体制

1 新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部による企画、調整等

推進計画の円滑かつ効果的な推進を図るため、知事を本部長とする「新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置する。

推進本部の推進機関は「京都府人権啓発調整会議」(以下「調整会議」という。)の委員会とし、補助機関を調整会議の幹事会とする。

推進本部においては、人権にかかわる様々な情勢等に関する認識の共通化を図り、人権教育・啓発の各部局にわたる施策の企画、調整等を行う。

2 各部局における施策の推進

各部局はそれぞれ所管する行政分野において、人権問題に対する取組やあらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進、人権に特に関係する職業従事者に対する研修、人権教育・啓発の条件整備等を積極的に推進する。

また、様々な人権問題が複合して発生することにより重複化・複雑化している可能性があることを踏まえ、所管する人権問題の状況等に関する情報を推進本部において共有し、関係部局と連携して効果的に取り組むことができるように努める。

なお、施策の実施に当たっては、施策の目的、府民のニーズ、費用対効果等の観点からその内容、手法等を十分検討して取り組むとともに、実施後は同様の観点から成果や課題を検証し見直しを行う。

3 第三者評価の実施

人権教育・啓発に係る施策を効果的に推進するため、人権や法律の専門家等外部の有識者で構成する第三者評価組織を設置し、施策の実施状況や成果、課題等について府民の目線に立った客観的な点検・評価を行う。

第三者評価の結果については、実現の可能性や実施の緊急性等を関係部局で検討・吟味し、可能な限り施策の見直しに反映できるよう努める。